

市区町村における犯罪被害者等支援を目的とした条例等の制定状況

令和5年4月1日 現在

地方公共団体名		条例名	施行日	条例の内容													
				基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策									
								相談及び情報の提供	支援	損害回復・経済的	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助
都道府県	市区町村																
山口県	宇部市	宇部市犯罪被害者等支援条例	令和4年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
山口県	防府市	防府市犯罪被害者等支援条例	平成25年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
山口県	下松市	下松市犯罪被害者等支援条例	令和5年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
山口県	岩国市	岩国市犯罪被害者等支援条例	令和5年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
山口県	柳井市	柳井市犯罪被害者等支援条例	平成28年10月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
山口県	美祢市	美祢市犯罪被害者等支援条例	令和5年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
山口県	周南市	周南市犯罪被害者等支援条例	令和4年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
山口県	周防大島町	周防大島町犯罪被害者等支援条例	平成28年10月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
山口県	上関町	上関町犯罪被害者等支援条例	平成28年10月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
山口県	田布施町	田布施町犯罪被害者等支援条例	平成28年10月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
山口県	平生町	平生町犯罪被害者等への支援に関する条例	平成28年10月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

(注) 「条例名」欄の「※」は、特化条例には当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。